

人づくり (20 項目)

- ボランティア等の育成について、具体的な対策を講じること。
 - ① 全てのボランティア(市民協働に伴う)育成について、窓口の一本化を図ること。
 - ② ボランティアについては、ポイント制度の導入(地域における人材育成を図るため)と市民活動災害補償保険制度を導入すること。

- 段階的な就学全教育の無償化を検討すること。

- 子育て世代の包括支援(ネウボラ)の体制づくりを推進すること。
 - ① 産後ヘルパーの導入、ファミリーサポーターの拡充
 - ② 産後ショートステイ、デイケアの新設

- 発達障がい児の早期の手立てとして、社会性評価装置の導入を図り、保護者の子育て支援の一助とすること。

- がん検診の受診率向上と健康ポイントの創設をすること。
 - ① 40 歳以上(1 回限り)のピロリ菌検査の無料実施をすること。

- 障がい者の社会参加を推進し、雇用の促進に努めること。

- 本市の実情を考慮した、独自の(大学入試検定料等)奨学金制度の導入を図ること。

- 就学前教育における公立幼稚園運営については、3年保育と給食実施の推進を図ること。

- 特別支援教育の充実に努め、支援員の2名以上の配置に努めること。

- 教育現場において、健康教育の充実に努めること。
 - ① 小中学校において、各1回ずつ認知症サポーター養成講座を実施すること
 - ② 年間指導計画に位置付けた外部講師(がん経験者、がん専門医、学校医など)によるがん教育の実施

- 中学校区に1名のスクールソーシャルワーカーの配置を目指すこと。
- 小中学校において、子ども達が読書に親しめる環境をつくるため、各小中学校に1名の司書を配置すること。
- 食物アレルギーの児童・生徒の実態を的確に把握し、学校給食において安全対策の強化と共に、アレルギー対応食の拡充を図ること。
- 国・府との人事間交流のさらなる充実と人材の活用を図ること。
- 職員の登用について、積極的に女性管理職の登用を図り、若手管理職については、多岐にわたる研修の機会を増やすよう努めること。採用については、社会人枠を活用し、多才な経験のある幅広い年齢層の人材を登用すること。
- 消防力の充実強化に努め、職員(女性職員を含む)の適正配置を進めること。
- 救命率向上のため、救急救命講習の拡充(児童・生徒を含む)を図ること。
- 自主防災組織の拡充と防災士、女性防災リーダーの育成を図ること。
- 公立幼稚園のエアコンの早期設置を図ること。
- 恵我幼稚園、通園バスの継続を図ること。

街づくり (23 項目)

- 町会における防犯カメラの設置補助の拡充を図ること。
- 地域包括ケアシステム構築の一環として、子どもから高齢者に至るまで利用できる小さな拠点(コミュニティーセンター・分館等利用)を作り、市民サービスの向上を図ること。
- 空き店舗の積極的な活用のため、利用しやすい補助制度の改善に努めること。
- 地域包括支援センターについては、市民ニーズに応えるため4ヶ所に拡充すること。

- 市内各踏切の整備、歩車道分離、段差の解消等更なるバリアフリー化の推進を図ること。
- 道路・橋梁等、公共施設等の社会資本については、国・府との連携を図り、さらに耐震化計画に基づき着実に推進すること。
- 都市計画道路については、他機関との連携を図り、一体的な地域整備に努めること。
- 西大塚グランドを含む設備全体の整備を早急に行うこと。
 - ① 民間活力の導入
 - ② テニスコートの4面化 クラブハウスの設置
 - ③ キャンプ場の整備
 - ④ 遊歩道の設置
 - ⑤ 駐車場の整備
- 本市の特性を重視した義務教育(小中一貫教育等)のあり方を早期(4年以内)に示すこと。
- 空き家の利活用については、国・府と連携し、その制度を利用し速やかな対策を講じること。
- 高齢者、障がい者対策の一環として市営住宅の環境整備を積極的に推進すること。
- 新図書館建設にあたり市民の声を反映させた最新設備(読書通帳機器の設置等)の導入を図ること。
- 市内循環バスぐるりん号については、土・日の運行を実施すること。
- 住民票等のコンビニ交付を早期に実施すること。
- 被災者支援システムの更新を図り、恒常的な運用を図ること。
- 小・中学校にマンホールトイレの設置を図ること。
- 雨水対策については、局地的豪雨に備えた雨水の整備を進め、公的機関との連携を図り、安全で安心な浸水対策を進めること。

- 汚水対策については、効率的な下水事業を推進し、未普及地区の解消及び水洗化率の向上を図ること。
- 複雑多様化する災害に対応できる消防防災体制の更なる充実を図ること。
- 火災ゼロを目指した予防対策の強化を図ること。
- 活力ある地域づくり助成事業について、各町会、地域において特色ある事業についても活用出来るよう拡充を図ること。
- 市北東部(若林地帯)の活性化、まちづくりの早期実現
- ふれあい収集の拡充(被対象者の条件緩和)

物づくり (6 項目)

- 市内商工業の発展のため、中・小零細企業には支援制度の周知徹底と申請の簡素化を図る仕組みを作ること。
- 中・小零細企業について、助成制度の新設を図ること。
- 松原ブランド商品について、更なる産官学の連携を図り、販路拡大に取り組むこと。
- 松原ブランドについて、市民から幅広くアイデアを募集し、その声を反映させた物づくりを推進すること。
- 観光について、他機関(商工会議所・阪南大学等)との連携のもと、集客に向けた具体的な計画の推進を図ること。
 - ① 観光案内所の早期開設
- 農地等の利用により都市型農業の活性化を図り、遊休農地の発生防止をするとともに市民の健康づくりに寄与する方策を講じること。